

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを目指します。

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

施策の方向

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業経営者や、働く女性はもとより、男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び働き方の見直しなどに取り組みます。

重点施策

(1) 企業の意識改革への取組

労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの改善、安心して子育てできる職場づくりを企業等と一緒に進めるため、経営層向けセミナーや子育て支援に積極的な企業等の顕彰、優良事例の横展開などを行い、企業経営者等への意識啓発を積極的に進めます。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」の拡大を図るなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。

また、男女がともに安心して子育てしながら働ける職場づくりを推進し、男性の育児休業取得を奨励する取組を企業等と連携して実施するなど、男性育休が当たり前になる社会の実現を目指します。

県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 男女がともに協力して子育てする意識の醸成

男性の積極的な家事・子育てへの参画等を促進し、家庭における女性の負担を軽減するため、固定的な性別役割分担意識の解消につながる講座や男性の育休取得促進に関する講座開催等により、男女がともに協力して家事や子育てをする意識の醸成を図ります。

また、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。

(4) 出産・子育て後の女性の再就職等の支援

出産や子育てのために、女性が「仕事」か「出産」かという二者択一を迫られないよう、女性が働き続けることのできる環境づくりを積極的に行う企業等への支援や、離職した女性の再就職等を促すための情報提供やセミナーの開催、職業訓練等により、女性が様々な状況でも働き続けることのできる環境づくりを進めます。

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

施策の方向

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受け取ることができる環境を整備するため、周産期³⁹医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。

重点施策

(1) 周産期・小児医療体制の整備

周産期の高度な医療を適切に提供するため、総合・地域周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

³⁹ 周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進

子どもの慢性疾病のうち国が定める小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

また、長期にわたり療養を必要とする子どもの健全育成及び自立促進を図るため、相談支援等の充実に努めます。

(3) 感染症対策の推進

市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。

(4) 病児保育の充実

市町村が取り組む病児保育の運営を支援するとともに、市町村域を越えた病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

施策の方向

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が住宅を確保できる環境づくりを進めます。

また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

重点施策

(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。

さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、居住目的で空き家を改修する子育て世帯を対象とした補助制度を設けるとともに、子育て環境に適した民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めます。

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット⁴⁰」を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。

⁴⁰ おかやま子ども・若者サポートネット：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

4 安全・安心な子育て環境の整備

施策の方向

乳幼児期以降の望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

重点施策

(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。

(2) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、冒険遊び場(プレイパーク)などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

② 安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子どもや子ども連れの親等にやさしいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居について、犯罪防止に配慮した構造、設備等の普及に努めるとともに、防犯カメラ等の防犯設備を普及促進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(4) 安全・安心な社会環境づくり

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(ア) 良好な生活環境の確保に向けた取組の推進

子ども・若者を良好な生活環境の下で育むため、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、わいせつ行為や深夜外出など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行います。

(イ) 薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物の乱用を防止するため、学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組むとともに、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する研修等の充実を図ります。

(ウ) 喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進

20歳未満の者の喫煙防止のため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座やリーフレットによる普及啓発に取り組むとともに、受動喫煙を防止する環境整備や受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進します。

(エ) スマートフォン・インターネット対策の推進

子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害の防止を図るため、学校における情報モラル教育に加え、外部講師の活用や警察と連携した非行防止教室などの充実を図るとともに、家庭内におけるスマートフォン等の利用に関するルールづくりやフィルタリング⁴¹機能等の活用、ペアレンタルコントロール⁴²の設定について、児童生徒による主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発強化などスマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。

また、携帯電話販売店等に対する立入調査等を通じ、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例⁴³」の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、自転車乗車時のヘルメットの着用やチャイルドシートの使用についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

⁴¹ フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけること。

⁴² ペアレンタルコントロール：保護者が少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。

⁴³ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例：インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、青少年の健全な成長を図ることを目的とする条例。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪については、取締りを強力に推進するほか、SNSに起因する子どもの性犯罪被害等防止のために、サイバーパトロールを通じた注意喚起や、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。

さらに、交際相手からの暴力(デートDV)やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートDV防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。

また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対し、検挙や警告などの先制・予防的な措置を徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めます。

子どもの安全・安心を確保するため、通学路の安全点検や見守り活動の推進、「子ども110番の家」へのセーフティーコーン設置の支援、地域安全マップづくりを通じた、子どもの危険予測・危機回避能力の育成、防犯ボランティアに対する研修の実施、青色防犯パトロールを行う団体への広報活動用機器の貸出しなど、自主防犯活動の促進を図ります。

④被害に遭った子ども・若者への支援

犯罪被害者等に対する理解を深めるためのフォーラム等を開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、国や市町村、民間支援団体、学校や警察等の関係機関が連携したきめ細やかな支援に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力被害者については「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談支援、医療支援、法的支援など総合的に支援するとともに、その周知を図ります。

⑤子ども用製品の事故防止

子どもの周囲の大人たちに、事象事例、安全な製品の選択、使用上の注意等について情報提供や注意喚起を行うとともに、各種法令に基づく販売事業者への立入検査を実施するなど、海外製品も含めた玩具等の子ども用製品による事故防止を図ります。

⑥防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実

子どもの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保することが重要であることから、子どもが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、非常時においても教育活動が継続できるよう、ICTの活用や心のケアの充実とともに、関係機関等との連携など学校の危機管理体制の充実を図ります。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担当課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	151社 (R5)	475社	子ども未来課
14日以上の子どもの育児休業取得率 ⁴⁴	39.2% (R6)	53.1%	人権・男女共同参画課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん93.7% (R5) 風しん93.7% (R5)	95%以上	疾病感染症対策課
ももたろう交通安全クラブの設置率	67.1% (R5)	70.0%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティーコーン設置校数	302校 (R6.9)	327校	くらし安全安心課

⁴⁴ 14日以上の子どもの育児休業取得率：毎年実施する「県内事業所の男性育児取得状況等に関する調査」により把握するもの。